

阿賀野市規則第12号

阿賀野市下水道事業受益者負担金条例施行規則の一部を改正する規則

阿賀野市下水道事業受益者負担金条例施行規則（平成16年阿賀野市規則第134号）の一部を次のように改正する。

第9条中「下水道事業受益者負担金納入済通知兼領収書」を「納付書兼領収済通知書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。